

令和 5 年度

財政援助団体等監査報告書

【長野市立若槻公民館】

長野市監査委員

5 監査第 122号
令和 6 年 3 月 27 日

長野市長
荻原 健 司 様

長野市監査委員	西 島	勉
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項に規定する、令和 5 年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）の結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づいた財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）と位置付け、財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われているかを確認するため、長野市監査基準に準拠して監査を実施した。なお、上記監査に関連して同条第1項及び第2項の規定に基づいた所管部局に対する財務監査及び行政監査も併せて実施した。

第2 監査の対象

監査の対象は、長野市立若槻公民館（以下、「若槻公民館」という。）の指定管理者若槻地区住民自治協議会「コミュニティわかつき」（以下、「コミュニティわかつき」という。）及び若槻公民館の所管部局である教育委員会事務局家庭・地域学びの課（以下、「家庭・地域学びの課」という。）とし、監査期間は令和5年6月7日から令和6年3月22日までとした。

第3 監査の着眼点（評価項目）

監査の着眼点は、全国都市監査委員会実務ガイドラインに基づき次のとおりとした。

指定管理者関係	所管部局関係
(公の施設の指定管理者監査としての着眼点) 1 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。 2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 3 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。 4 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。 5 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。 6 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。 7 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する	(公の施設の指定管理者監査としての着眼点) 1 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。 2 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 3 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。 4 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 5 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。 6 事業報告書の点検は適切になされているか。 7 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。 8 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。 9 指定管理者制度の採用により、効率的な管理

<p>事務が行われていないか。</p> <p>8 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。</p> <p>(その他)</p> <p>出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、ミス及び不正の起きにくい事務処理とチェック体制（内部統制）が確立されているか。</p>	<p>及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。</p> <p>10 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。</p> <p>11 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。</p> <p>12 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。</p>
--	--

第4 監査の実施内容

1 書類監査

令和4年度及び令和5年度に執行された出納その他の事務のうち、主に令和4年度の出納関係書類等の監査を実施した。

2 実地監査

施設内の現金・金券類及び備品の管理状況等について実地監査を実施した。

3 説明聴取及び質疑

コミュニティわかつき及び家庭・地域学びの課の関係職員から財政援助団体等監査資料等に基づき説明聴取を実施した。

第5 施設、事業の概要

1 概況

若槻公民館は、昭和22年若槻村公民館として若槻村学校内に設置、昭和29年の昭和の大合併により長野市に合併し、長野市若槻支所内に長野市中央公民館若槻支館が組織され、その後昭和35年には長野市中央公民館若槻分館と名称を変更した。昭和46年に自治省の「モデルコミュニティ地区」に指定され、翌年に支所と公民館の複合型の施設として若槻コミュニティセンターが完成した。昭和51年4月よりこの施設を長野市立北部公民館若槻分館として平成4年3月まで運営し、同年4月から現在の名称に変更された。平成19年に市立公民館を指定管理とする方針が決定され、地域に密着した運営を行うことができる体制が整ったことから、平成28年4月から地区の代表組織であるコ

コミュニティわかつきが指定管理の受任者となり、協定を締結し管理・運営している。

令和4年度の主な事業は、単独(集会)・学級・講座の24事業、太極拳をはじめとした成人学校が9講座、市内9地区合同の二十歳の門出を祝う成人式、館報「わかつき」の年3回発行及び文化祭での発表等である。また、登録団体等への貸館業務を常時行っている。

施設の概要は表1、当該事業に係る収支状況及び利用状況等は表2及び表3のとおりである。

なお、表2及び表3については、指定管理者から提出された事業報告書等を基に作成している。

表1

施設の名称	長野市立若槻公民館																														
所在地	長野市大字若槻東条 505 番地 1																														
指定管理者	若槻地区住民自治協議会「コミュニティわかつき」																														
指定管理期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで (指定管理者の指定回数 平成28年4月1日から継続2回目)																														
利用料金制の適用	適用(指定管理料有り)																														
施設の概要	<p>施設：鉄筋コンクリート造 地上2階 敷地面積 4,424.16 m² (うち駐車場面積 2,194.75 m²) 延床面積 1,252.81 m² うち公民館部分 1,094.14 m²</p> <p>施設設備：主な施設の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>室名</th> <th>面積 (m²)</th> <th>収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1</td> <td>三登山ホール</td> <td>105.10</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>358.36</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>料理教室</td> <td>51.81</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2</td> <td>事務室</td> <td>64.33</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>30.40</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>80.45</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td>39.54</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>33.05</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員体制：館長1人、主事2人、事務職員1人 開設年月日：昭和22年9月(若槻村公民館として設置) 昭和47年11月30日(現施設【若槻コミュニティセンター】を設置) 昭和51年4月1日(長野市立北部公民館若槻分館として運営) 平成4年4月1日(長野市立若槻公民館に名称変更) 平成28年4月1日(指定管理者制度導入) 開館時間：午前8時30分～午後9時30分※</p>	階	室名	面積 (m ²)	収容人数	1	三登山ホール	105.10	150	体育館	358.36	300	料理教室	51.81	36	2	事務室	64.33	—	図書室	30.40	—	大会議室	80.45	100	中会議室	39.54	25	小会議室	33.05	16
階	室名	面積 (m ²)	収容人数																												
1	三登山ホール	105.10	150																												
	体育館	358.36	300																												
	料理教室	51.81	36																												
2	事務室	64.33	—																												
	図書室	30.40	—																												
	大会議室	80.45	100																												
	中会議室	39.54	25																												
	小会議室	33.05	16																												

施設の概要	休館日：12月29日から翌年の1月3日まで※ ※コミュニティわかつきが必要があると認めて教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。 利用許可：コミュニティわかつきの許可を受けなければならない。 受講料：成人学校の受講料は1講座につき1学期8,000円 目的外使用料：地方自治法第238条の4第7項の規定（目的外）による許可を受けて使用する者は次表の使用料を納付しなければならない。				
	(円)				
	室名	午前 8:30～正午	午後 13:00～17:00	夜間 17:30～21:30	全日 8:30～21:30
	三登山ホール	830	1,250	1,980	4,180
	体育館	1,150	1,670	2,400	5,230
	料理教室	1,250	1,770	2,400	5,550
	大会議室	930	1,150	1,350	3,550
	中会議室	720	930	1,150	2,820
	小会議室				
	ピアノ調律料及び冷暖房費は実費を勘案して市長が定める額とする。				

2 事業の実施状況

(1) 若槻公民館の業務

長野市立公民館条例（以下「公民館条例」という。）に基づき、以下の業務を行っている。

ア 公民館条例第4条に規定する次の業務

- ①指定管理者が管理する公民館の利用の許可に関する業務
- ②社会教育法第22条※に規定する事業の実施に関する業務
- ③指定管理者が管理する公民館の施設及び施設の維持管理に関する業務
- ④指定管理者が管理する公民館の効用を増加させる自主事業に関する業務
- ⑤前各号に掲げるもののほか教育委員会が定める業務

※・定期講座を開設すること。

- ・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- ・図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- ・体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- ・各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- ・その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(2) 自主事業

令和4年度に指定管理者が行った自主事業はなかった。

3 収支状況

指定管理者及び市の平成30年度から令和4年度の収支は、次表のとおりである。

表2-1

(単位：円)

		指定管理者収支					
		項目	金額				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定事業	収入	利用料金	0	0	1,575,612	2,155,099	2,453,692
		指定管理料	13,325,000	13,622,000	13,744,000	13,744,000	13,744,000
		販売等収入	0	0	0	0	0
		その他収入	3,524,225	2,781,335	38	29	27
		計	16,849,225	16,403,335	15,319,650	15,899,128	16,197,719
	支出	人件費	8,353,501	7,932,392	8,151,329	8,278,906	8,140,978
		設備管理費	248,301	331,376	247,016	218,990	225,668
		備品購入費	32,508	0	227,192	44,000	69,900
		修繕費	1,161,118	1,224,096	729,035	679,120	666,160
		光熱水費	1,579,616	1,600,420	1,575,442	1,648,147	1,987,364
事業費		2,503,660	2,555,260	1,980,879	2,276,100	2,768,100	
事業経費	2,068,526	1,298,623	2,332,669	1,936,173	1,556,661		
本社経費	0	0	0	0	0		
その他	0	1,014,800	778,700	807,000	810,600		
計	15,947,230	15,956,967	16,022,262	15,888,436	16,225,431		
指定事業損益		901,995	446,368	△702,612	10,692	△27,712	
自主事業							

※平成30年度と令和元年度収入の利用料金はその他収入に含まれる。

表2-2

(単位：円)

		市の収支					
		項目	金額				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定事業	歳入	使用料	4,720	7,120	0	0	0
		雑(納付金)	0	0	44	0	0
		行政財産目的外使用	12,000	12,000	12,000	6,000	6,000
		計	16,720	19,120	12,044	6,000	6,000
	歳出	指定管理料	13,325,000	13,622,000	13,744,000	13,744,000	13,744,000
		委託料	0	0	0	0	0
		需用費	0	0	0	0	26,950
		役務費	0	0	44	0	3,850
		使用料・賃借料	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,835,156
		修繕費	0	0	0	0	88,000
工事請負費		393,120	166,100	0	0	699,600	
備品購入費		0	0	0	319,000	614,372	
その他	0	0	0	0	0		
計	16,518,120	16,588,100	16,544,044	16,863,000	18,011,928		
差引		△16,501,400	△16,568,980	△16,532,000	△16,857,000	△18,005,928	
自主事業							

4 施設の利用状況

施設の利用状況は次表のとおりである。

表 3

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数（人）	49,718	32,202	19,168	16,489	22,845
利用率（％）	44.8	42.4	27.2	35.0	31.3
利用料収入（円）	3,524,225	2,781,335	1,575,612	2,155,099	2,453,692

第6 監査の結果

前記の方法により監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

改善を要する事項は、次のとおりである。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

1 支出事務について

事務消耗品の請求書について、請求日の日付が未記入のまま受領し、支出していた事例が散見された。また、証拠書類は会計伝票と共に保存することになっているが、添付されていた領収書の内訳が未記入で支払内容が不明なため証拠書類になり得ないものがあった。

コミュニティわかつき会計処理規程に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【コミュニティわかつき】

2 指定管理適用施設モニタリング評価調書の事業収支について

標記のモニタリング評価調書の事業収支のうち市の収支に備品購入費の計上漏れがあり、支出額に誤りがあった。

適正な事務処理を行われたい。

【家庭・地域学びの課】

第7 意見

1 指定管理者の経理事務等について

消費税の申告、講師謝礼に係る源泉徴収などの税務事務並びに健康保険及び雇用保険などの社会保険事務は、法令に基づいて適正に行われている。

成人学校等の受講料収入は、速やかに金融機関に振り込むなど適切な現金取扱い事務が行われている。現金の管理を複数人で行うなど、指定管理者内部でのチェック体制も構築されている。

家庭・地域学びの課は、モニタリング評価調書に基づいて指定管理者の決算状況を確認しているが、長野市指定管理者ガイドラインに基づいて、会計帳簿などの実地監査についても定期的に行われたい。

【コミュニティわかつき 家庭・地域学びの課】

2 稼働率の向上について

若槻公民館の令和4年度稼働率は31.3%で、市内の公民館の中では比較的高い方であるが、各種講座の充実、貸館利用団体の登録の増加など、施設の更なる有効利用に努められたい。

部屋ごとの稼働率は、体育館 65.5%、三登山ホール 41.9%、大会議室 40.4%、中会議室 24.5%、小会議室 14.5%、料理教室 0.9%であり、利用状況の差が大きい。

小会議室は、少人数の団体に利用が限定されて稼働率が低いため、改築の際には、会議室の規模や部屋数が適切なものとなるよう設計に工夫が必要である。

料理教室（調理実習室）は用途が限定され、公民館単独で稼働率を上げることは難しいため、隣接する公民館や保健センターなどと共同利用するなど、改築の際には他の施設との連携を検討されたい。

【コミュニティわかつき 家庭・地域学びの課】

3 利用者の利便性の向上について

令和4年度にトイレの部品交換、入口の鍵交換、体育館へのスポットクーラー設置、図書室の幼児用座机、マットの購入などを実施しており、利用者の要望を反映した施設修繕等が適切に行われている。

利用者アンケートでは、2階へ階段を上り下りすることの負担、2階にトイレがないことの不便が指摘されており、高齢者の利用が多いことを考慮すると、将来の改築に当たっては、十分な敷地を確保した上で平屋建てにすることが望ましい。

平屋建てにすることで、エレベーターや階段室などの空間が不要となることや、トイレが1箇所済むことによる建築費の抑制のほか、エレベーターの保守点検費が発生しないメリットも見込まれるため、改築場所の選定及び敷地の広さ等について十分な検討を行われたい。

職員が不在となる夜間、休日に公民館を利用する場合、利用者は平日の昼間に鍵を借りに来なければならない、不便な状況である。鍵が不要な電子キーのシステムの導入を検討されたい。

併せて、公民館窓口で受付を行っている各種講座の申込み、貸館の利用申請についても、電子申請など行政DXの取組を促進されたい。

【コミュニティわかつき 家庭・地域学びの課】

4 公民館等の今後の在り方について

公民館（交流センター）は、地域の学習拠点（社会教育施設）として、住民自治協議会が行う地域づくりの活動と密接な関係があるため各地区に1箇所設置されているが、令和4年度の稼働率は最も高いところで40%台で、10%に満たないところもある。

公民館（交流センター）で開催されている成人学校（教養講座）と同様な各種講座が老人福祉センター、老人憩の家、権堂イーストプラザなどでも開催されており、人的・物的な経営資源が分散している状況である。

今後の人口減少に対応し、地区内の公共施設の複合化を更に進めるとともに、分散している生涯学習機能の集約などを検討されたい。

【家庭・地域学びの課】